

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和6年4月5日(金)

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局横浜国道事務所長

1. 業務概要

- (1) 業務名 R 6 厚木秦野道路整備効果検討業務 (電子入札対象案件) (電子契約対象案件)
- (2) 業務内容
本業務は、国道246号交通状況分析、厚木秦野道路の未事業化区間における整備効果検討、事業費及び工程の見直しを行うものである。
- (3) 履行期間 履行期間は、以下のとおり予定している。
令和6年7月(月上旬)から令和7年1月31日まで
- (4) その他
 - 1) 参加要件等
本業務における参加要件等は以下のとおりである。
 - ・業務実績
 - 同種業務 : 道路事業の整備効果検討及び交通状況分析を実施した業務
 - 類似業務 : 道路事業の整備効果検討を実施した業務 (同種業務を除く)
 - 2) 試行に関する事項
業務説明書(共通事項)による。業務個別に適用される試行は無い。

2. 参加資格

- (1) 技術提案書の提出者
 - 1) 基本的要件
 - ア) 単体企業
 - a) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - b) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和5・6年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)
 - c) 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
 - d) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - e) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記 b) の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
 - イ) 設計共同体
上記 ア) に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和6年4月5日付け関東地方整備局長)に示すところにより、関東地方整備局長からR 6 厚木秦野道路整備効果検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。

- 2) 資本関係又は人的関係
技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（業務説明書（共通事項）参照）

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者の経験及び能力
(2) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況
(3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定技術者の経験及び能力
継続教育取組実績、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績、優良表彰
(2) 業務の実施方針、実施フロー、工程計画その他
業務の理解度、実施手順及び工程計画の妥当性、その他代替案や重要事項の指摘
(3) 特定テーマに関する技術提案

5. 手続等

- (1) 担当部局（説明書の交付場所、参加表明書の提出場所、技術提案書の提出場所）
国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所 経理課契約指導係
TEL 045-287-3007
電子メール ktr-yokokei@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間等

交付期間： 令和6年4月5日（金）から令和6年5月21日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内（9時00分から17時00分まで）。ただし最終日は15時00分まで。

交付方法： 電子入札システムにより交付する。

(3) 参加表明書の提出期限等

提出期限： 令和6年4月22日（月）15時00分

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。

(4) 技術提案書の提出期限等

提出期限： 令和6年5月21日（火）15時00分

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除。

(3) 契約書作成の要否 要。

(4) 関連業務を随意契約する予定の有無 無。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5.（1）に同じ。

(6) 参加資格の認定

2.（1）1）ア）b）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も5.（3）により参加表明書を提出することができるが、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

なお、2.（1）1）イ）に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者は、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

但し、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の7の設計共同体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いにおける申請期限の特例については、技術提案書の提出期限の日とする。

(7) その他 詳細は業務説明書（共通事項）及び（個別）による。